○財務省告示第二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十九年一月五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第四十三回	一億三千六百二十三万円	一億三千六百十四万三千百九十二円
〃	第四十四回	七千九百三十三万円	七千九百二十七万三千百三十二円
〃	第四十五回	二億七百十万円	二億六百九十六万八千八円
〃	第四十六回	一億二千六百六十二万円	一億二千六百五十四万九千四百二十円
〃	第四十七回	七千二百五万円	七千二百万四千九十四円
〃	第四十八回	一億六千五十五万円	一億六千四十四万七千六百七十円
〃	第四十九回	八千百十六万円	八千百十一万四千七百六十二円
〃	第五十回	八千六百万円	八千五百九十五万八千八百九十八円
〃	第五十一回	七千五百三十一万円	七千五百二十七万四千円
〃	第五十二回	一億三千五百三十一万円	一億三千五百二十四万五千三百二十円
〃	第五十三回	一億三千二百十六万円	一億三千二百十万七千三百六十八円
〃	第五十四回	三千百五十六万円	三千百五十四万七千四百三十二円
〃	第五十五回	七千五百三十一万円	七千五百二十八万十二円
〃	第五十六回	一億七千五百一万円	一億七千四百九十四万二百九十四円
〃	第五十七回	一億七百七十万円	一億七百六十五万七千百十円
〃	第五十八回	五千八百十万円	五千八百七万六千八百七十六円

〃	第五十九回	六億四百九十四万円	六億四百六十九万九千八円
〃	第六十回	九千百三十一万円	九千百二十七万三千六百三十二円
〃	第六十一回	二億千九百七十五万円	二億千九百六十六万二千四百八十四円
〃	第六十二回	一億二千八百八十三万円	一億二千八百七十七万九千三十一円
〃	第六十三回	一億三千六十万円	一億三千五十四万七千九百八十八円
〃	第六十四回	一億六千六百三十一万円	一億六千六百二十四万三千七百七十二円
〃	第六十五回	四億五千九百五十八万円	四億五千九百三十九万七千二百八十六円
〃	第六十六回	五百万円	四百九十九万七千八百六十一円
〃	第六十七回	千万円	九百九十九万六千四百六円
〃	第六十九回	千八百五十万円	千八百四十九万四千六百六十九円
〃	第七十回	二百万円	百九十九万九千四百七十四円
〃	第七十三回	五百万円	四百九十九万九千五十五円
〃	第七十四回	五千万円	四千九百九十九万三千五百六十二円
〃	第七十五回	二百五十万円	二百四十九万九千七百四十七円
〃	第七十七回	三千九百九十九万円	三千九百九十八万九千七百五十一円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第二十五回	二億四千四百七十二万円	二億四千四百七万六千五百三十六円
〃	第二十六回	二億八百九十四万円	二億八百四十九万五百十六円
〃	第二十七回	二億五千四百四十九万円	二億五千四百十万四千七百十六円
〃	第二十八回	一億三千六十万円	一億三千四十二万三千百二十円